

1 地域における技能振興事業

区 分	事 項
<p>1. 技能五輪全国大会の予選の実施等</p>	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施 建築大工職種については、道内主要都市数会場で行っており、2級技能検定実技試験と同時に実施している技能五輪全国大会北海道予選の参加選手が多く、例年得点が拮抗し、全国大会の選抜が困難なため、優秀な成績を収めた者を参集し、技能五輪全国大会に出場する選手の選抜を行う予選会を実施する。 また、技能検定2級実技試験課題により技能五輪全国大会北海道予選を実施せず、職種組合推薦の造園職種については、職種組合員以外の企業及び学生を対象に予選会を実施する。</p> <p>(2) 技能五輪全国大会及び若年技能者ものづくり競技大会への参加支援の実施 経費などの制約により各種技能競技大会（技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会）に選手を派遣することが困難な中小企業や教育訓練機関に対し、選手を派遣しやすい環境づくりを構築するため、出場選手及びその指導者（引率者）の旅費及び出場選手の工具運搬費の支援を行う。</p>
<p>2. ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p>	<p>(1) ものづくりマイスター以外の熟練技能者の活用(イベント) ① イベントの実施 (ア) 技能五輪等技能振興フェアの開催 若年が進んで技能者を目指す環境を整備し技能尊重の気運の醸成を図るため、各種競技大会（技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会）のパネル展や、出場選手の競技課題作品、さらには、ものづくりマイスターや熟練技能者の作品を展示し、関係者だけでなく、地域住民や一般来場者等に、広く周知する。</p>

区 分	事 項
	<p>(1) 地域イベント等でのものづくり体験教室の開催 地域住民に向けたイベントを企画する団体等と共催し、ものづくりマイスターやそれ以外の熟練技能者を活用したものづくり体験教室、製作実演や職業の内容等を組み合わせたイベントを実施する。</p> <p>② ものづくりマイスター以外の熟練技能者の派遣 中小企業や各教育機関から実技指導の要請を受けて、ものづくりマイスターの対象となっていない技能検定職種の熟練技能者を派遣する。</p> <p>③ ITマスターの派遣 中小企業や各教育機関から実技指導の要請を受けて、IT関連職種のITマスターを派遣する。</p> <p>(3) 技能競技大会展の実施 北海道・東北ブロックの技能競技大会展について、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>(4) 技能士展の実施 北海道・東北ブロックごとの技能競技大会展について、幹事県を始め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>(5) 技能伝承に取り組む企業の好事例発表及び意見交換 技能伝承の好事例を各企業に普及させるため、技能伝承の好事例となる取組を行っている企業について、その取組を発表する場を設け、その取組について参加者と意見交換を行う。</p> <p>(6) 「地域発！いいもの」応援事業の実施 技能継承の促進に資するため「地域発！いいもの」の募集に係る周知や受付及び提出等、その他これに関する業務を行う。</p>

2 ものづくりマイスター制度

(ものづくりマイスターの等認定、登録に関する業務)

区 分	区 分
1. ものづくりマイスター等の開拓	<p>中央技能振興センターの指導のもと、随時、情報共有をし、当協会に北海道技能振興コーナーを設置する。</p> <p>北海道技能振興コーナーには、北海道技能振興コーナー長を置き、若年技能者の人材育成に係る相談・援助の窓口を設け、ものづくりマイスターの活用に関する相談・援助等を行うほか、企業・業界団体の訪問等により情報収集を行う。</p> <p>特に、当協会の会員や全道各地の技能士会の役員及び技能士・技能者など関係者が参集する総会や役員会に北海道技能振興コーナー職員が出向き、認定方法や申請方法等ものづくりマイスター制度について周知広報する。</p> <p>また、開拓については、地方の連携会議構成員の協力を得て、マイスター登録者が少ない地区を中心に開拓する。</p>
2. ものづくりマイスター等への説明	<p>認定されたものづくりマイスター等については、マイスターとしての誇りや技能の継承、後進者の育成等意欲を持って活動してもらうため、認定証を交付するとともに、マイスター制度の活用方法や各報告書様式の記載方法の説明会を行う。</p>
3. 申請書類の取りまとめ	<p>ものづくりマイスター等の認定申請に際し、申請書類や申請内容の確認を行い、円滑な事務処理を支援し、中央技能振興センターとも随時調整を行い、期日までに提出する。</p>
4. ものづくりマイスター等への研修	<p>指導技法等講習を必要とするものづくりマイスター等に対し、指導技法等講習を実施する。</p>

(ものづくりマイスター等の活用に関する業務)

区 分	区 分
1. 若年技能者の人材育成に係る 相談・援助	<p>北海道技能振興コーナー窓口において、技能振興コーディネーターを配置し、技能競技大会課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネートや実技指導の相談援助及びものづくりマイスターの派遣コーディネート等を行う。</p>
2. ものづくりマイスター等の 派遣による指導の実施	<p>また、中小企業や工業高校等からの若年技能者の人材育成に係る実技指導の要請に対してもものづくりマイスターの派遣コーディネートを行う。</p> <p>業界団体、教育訓練機関、職業訓練団体及び技能士団体と連携を図り、各種技能競技大会（技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会、高校生ものづくりコンテスト）等の競技課題を活用した実技指導や技能検定実技試験課題を活用した実技指導を行う。</p>
3. 「目指せマイスター」プロジェクト	<p>(1) 学生等を対象とした訓練施設等見学の実施 学生等を対象としたものづくりマイスター等による講義を伴う事業所・訓練施設等見学を行う。</p> <p>(2) 学校の教師を対象としたものづくり魅力発信講座等の開催 学生等を対象としたものづくり体験教室の実施前に、学校の教師を対象として、講話を交えながら、各職種について、ものづくりの魅力を発信する。</p> <p>(3) 学生等を対象としたものづくり魅力の発信講座、実演及び体験教室の実施 学生等を対象に、ものづくりの魅力発信を行い、ものづくりに関する理解促進等を図るため、ものづくりマイスターから技能検定試験の話や、ものづくり産業を支える制度について学び、さらには、ものづくりマイスターの実演等を交え、体験教室を行う。</p> <p>なお、保護者に対しても、参観して貰い、ものづくり産業の理解を深めて貰う。</p>

区 分	事 項
	<p>(4) ものづくりマイスターの働く現場での職場体験学習 ものづくりマイスターが働く職場の魅力や、ものづくりの素晴らしさについて体験してもらい、これに応じるものづくりマイスターに対して支援する。</p> <p>(5) 「ITの魅力」発信 小中学校の児童・生徒に対して、ITマスターを派遣し、講義、情報関係技術の社会での役割について授業を実施する。</p> <p>(6) 地域若者サポートステーション事業の支援 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対するものづくりの魅力発信等の実施のため、ものづくりマイスターの有効活用が見込まれる場合には、積極的な検討・協力を行う。</p>

3 連携会議に関する業務

区 分	事 項
<p>1. 連携会議の設置</p> <p>2. 連携会議の開催回数</p>	<p>若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成を図るとともに、本事業を効果的に進め、相互に連携・協力を強化するため、行政機関、公共職業能力開発機関、教育関係機関、商工・経済団体、技能士会、地域職業訓練センター及び地方技能訓練協会等を構成員とする北海道若年技能者人材育成支援等事業連携会議を設置する。</p> <p>連携会議開催し、第1回目は、実施計画に関することを協議するため7月頃を予定、第2回目については、進捗状況や目標達成のために必要な事項、さらには、次年度の推進計画の策定等を協議するため12月に実施する。</p>

